

附 則 (昭和五六年一〇月一日政令第三〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三十一日政令第六七号)
この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年九月二八日政令第二七二号)
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月三十一日政令第五〇号)
この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年九月三〇日政令第二〇九号)
この政令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月三十一日政令第六三号)
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月二六日政令第二九〇号)
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日政令第六五号)
この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月三〇日政令第二七六号)
この政令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月二〇日政令第三一六号) 抄
(施行期日)
この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三十一日政令第八九号)
この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月二七日政令第三一〇号)
この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月三十一日政令第九四号)
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年八月一三日政令第二八二号) 抄
(施行期日)
この政令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二九日政令第三三六号)
この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三十一日政令第七五号)
この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八八号)
この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三十一日政令第九六号)
この政令は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定及び別表第一八〇六・二〇号の項の次に一項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則 (平成元年九月二七日政令第二七九号)
この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十一日政令第八八号)
この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月二七日政令第二八一号)
この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九〇号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九二号)
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年九月二五日政令第二九七号)
この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日政令第九一号)
この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日政令第九二号) 抄
(施行期日)
この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年九月三〇日政令第三二二号)
この政令は、平成四年十月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三十一日政令第八九号)
この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年九月二九日政令第三二二号)
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三十一日政令第一一四号)
この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月三〇日政令第三二二一号)
この政令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月二八日政令第四一四号) 抄
(施行期日)
この政令は、関税率法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(次条において「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成七年三月三十一日政令第一六四号)
この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年九月二九日政令第三五〇号)
この政令は、平成七年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年二月二七日政令第四三三三号)
この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月三十一日政令第九三三号)
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年九月二六日政令第二九三三号)
この政令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日政令第一一三一号)
この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月一日政令第三〇八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三十一日政令第一一二号)
この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月三〇日政令第三一三三号)
この政令は、平成十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三十一日政令第八一三一号)
この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年九月二九日政令第二九九号)
この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三十一日政令第一八八号)
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三〇七号）抄

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十二年七月二日政令第三七六号）抄

1 この政令は、関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十三年三月一日）から施行する。

附則（平成十二年九月二九日政令第四三九号）抄

この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

附則（平成十三年三月三十一日政令第一五三三号）抄

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年九月二七日政令第三一四四号）抄

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成十三年二月五日政令第三八六号）抄

この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成十四年三月三十一日政令第一〇九号）抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十四年九月二六日政令第三〇一号）抄

この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附則（平成十五年三月三十一日政令第一四三三号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年九月二五日政令第四二七号）抄

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄

第一条 この政令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年九月二九日政令第二九一号）抄

この政令は、平成一六年十月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日政令第一〇五号）抄

第一条 この政令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日政令第三〇八号）抄

この政令は、平成一七年十月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日政令第一五〇号）抄

第一条 この政令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年九月二二日政令第三〇四号）抄

第一条 この政令は、平成一十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行の日から、第四条の規定は平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二日政令第三四六号）抄

この政令は、平成一十九年一月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三十一日政令第一二〇号）抄

第一条 この政令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年九月二五日政令第三〇五号）抄

この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第一二二号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法施行令第十一条及び第十二条の改正規定並びに第八条の規定、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則第一条第三号に定める日

附則（平成二〇年九月二九日政令第二九四号）抄

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二一年三月三十一日政令第一一〇号）抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二一年九月二一日政令第二三九号）抄

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日政令第七三三号）抄

この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年九月二四日政令第二〇〇号）抄

この政令は、平成二二年十月一日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日政令第八八号）抄

第一条 この政令は、平成二三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年九月三〇日政令第三〇三号）抄

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二三年一月二八日政令第三六五号）抄

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三十一日政令第一一一号）抄

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年九月二四日政令第二四六号）抄

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二五年三月三〇日政令第一一七号）抄

この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年九月二六日政令第二八六号）抄

この政令は、平成二五年十月一日から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日政令第一五二号）抄

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年九月三〇日政令第三一八号）抄

この政令は、平成二六年十月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三十一日政令第一六五号）抄

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年九月二八日政令第三三九号）抄

この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一六八号）抄

この政令は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同令第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十条の規定、平成二十九年一月一日

この政令は、平成二四年三月三十一日政令第一一一号）抄

〇七 三・九一	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	〇七 三・九一	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	〇七 三・九一	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで
一〇 五・九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一〇 五・九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一〇 五・九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで

一九〇 一・二〇	量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一九〇 一・二〇	量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一九〇 一・二〇	量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで
一九〇 一・二〇	量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一九〇 一・二〇	量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一九〇 一・二〇	量の合計が全重量の八五%を超えるものに限る	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで

一八〇 六・二〇	ココアを含む調製食料品(塊状、板状又は棒状のもの)で、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト、粉状、粒状その他二キログラムを超えるもの、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装したものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。のうち、チョコレート製造用のもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一八〇 六・二〇	ココアを含む調製食料品(塊状、板状又は棒状のもの)で、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト、粉状、粒状その他二キログラムを超えるもの、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装したものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。のうち、チョコレート製造用のもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	一八〇 六・二〇	ココアを含む調製食料品(塊状、板状又は棒状のもの)で、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト、粉状、粒状その他二キログラムを超えるもの、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装したものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。のうち、チョコレート製造用のもの	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで
二〇〇 二・九〇	パイナップルのうち、気入れ容器入りのもので、容器と密容器との重量が二キログラム以下のものを除く。及び破砕したものを除く。	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	二〇〇 二・九〇	パイナップルのうち、気入れ容器入りのもので、容器と密容器との重量が二キログラム以下のものを除く。及び破砕したものを除く。	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	二〇〇 二・九〇	パイナップルのうち、気入れ容器入りのもので、容器と密容器との重量が二キログラム以下のものを除く。及び破砕したものを除く。	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで

四一〇 一・一〇	牛(水牛を含む。以下この項において同じ。)又は馬類の動物の原皮(生皮又は乾燥、石炭漬、酸漬、乾し、漂白、脱毛してあるもの、毛を付いたものを除く。以下この項において同じ。)	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	四一〇 一・一〇	牛(水牛を含む。以下この項において同じ。)又は馬類の動物の原皮(生皮又は乾燥、石炭漬、酸漬、乾し、漂白、脱毛してあるもの、毛を付いたものを除く。以下この項において同じ。)	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	四一〇 一・一〇	牛(水牛を含む。以下この項において同じ。)又は馬類の動物の原皮(生皮又は乾燥、石炭漬、酸漬、乾し、漂白、脱毛してあるもの、毛を付いたものを除く。以下この項において同じ。)	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで
四一〇 一・一〇	牛(水牛を含む。以下この項において同じ。)又は馬類の動物の原皮(生皮又は乾燥、石炭漬、酸漬、乾し、漂白、脱毛してあるもの、毛を付いたものを除く。以下この項において同じ。)	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	四一〇 一・一〇	牛(水牛を含む。以下この項において同じ。)又は馬類の動物の原皮(生皮又は乾燥、石炭漬、酸漬、乾し、漂白、脱毛してあるもの、毛を付いたものを除く。以下この項において同じ。)	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで	四一〇 一・一〇	牛(水牛を含む。以下この項において同じ。)又は馬類の動物の原皮(生皮又は乾燥、石炭漬、酸漬、乾し、漂白、脱毛してあるもの、毛を付いたものを除く。以下この項において同じ。)	令和五 年四月 三〇日 から 令和六 年三月 三十一 日まで

六四〇	履物（本底がゴム製、プ令和五	羊及びやぎのなめした皮令和五	牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色色し
三二〇	ラスチック製、革製又は年四月	（なめしたものと及びクラ年四月七	たもの及び牛又は馬類の一日か
六四〇	コンボジションレザー製一日か	らを超える加工をしておら令和平方	動物の革のうち、染色色ら令和平方
三・四〇	のものに限る。）のうちら令和	ものに限るものとし、ス月三	し又は模様付けしたものの六年三
		かを問わない。）のうち、日	トル
		染色色したもの並びに羊	
		革及びやぎ革（なめした	
		又はクラストにした後こ	
		れらを超える加工をした	
		もの（パーチメント仕上	
		げをしたものを除く。）	
		で、毛が付いていないも	
		のに限るものとし、スプ	
		リットしてあるかないか	
		を問わず、関税率表第四	
		一・一四項の革を除く。）	
		のうち、染色色し又は模	
		様付けしたもの	
五〇〇	繭（繰糸に適するものに令和五		一、四
一〇〇〇	限る。）及び生糸（よつ年四月		六、六
五〇〇	でないものに限るものと一日か		〇〇
二〇〇	し、野蚕のものを除く。）ら令和		〇〇
	算数量		
	六年三とし、		
	月三一繭一ト		
	日までは、		
	生糸は、		
	〇・四		
	ト・四		
	換算す		
	るもの		
	とする		
	〇・一		
	〇・九		
	〇・〇		

六四〇	甲が革製のもの及び甲に	六四〇	甲が革製のもの及び甲に
三・五〇	毛皮を使用したもの並び	三・五〇	毛皮を使用したもの並び
六四〇	にこれら以外のもの本	六四〇	にこれら以外のもの本
三・五九	底が革製のもの（スポ	三・五九	底が革製のもの（スポ
六四〇	ツ用のもの、体操用、競	六四〇	ツ用のもの、体操用、競
三・九一	技用その他これらに類	三・九一	技用その他これらに類
六四〇	る用途に供するもの及び	六四〇	る用途に供するもの及び
三・九九	スリッパを除くものと	三・九九	スリッパを除くものと
六四〇	し、甲が革製のもの以外	六四〇	し、甲が革製のもの以外
四・二九	のものにあつては、甲の	四・二九	のものにあつては、甲の
六四〇	一部に革を使用したもの	六四〇	一部に革を使用したもの
四・二〇	に限る。）	四・二〇	に限る。）
六四〇		六四〇	
五・一〇		五・一〇	
六四〇		六四〇	
五・九〇		五・九〇	